

厚岸町規則第3号

厚岸町建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町建設工事執行規則の一部を改正する規則

厚岸町建設工事執行規則（平成元年厚岸町規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第10条第1項第2号ただし書中「監理技術者については、同項ただし書」を「同項第1号」に改め、同項第3号中「第3項ただし書」を「第3項第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に契約の締結がなされた工事については、なお従前の例による。